

厚生食基発 1023 第 1 号  
厚生食監発 1023 第 1 号  
令和 5 年 10 月 23 日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 「食品中の食品添加物分析法」の改正について

標記分析法については、「食品中の食品添加物分析法について」（平成 12 年 3 月 30 日付け衛化第 15 号厚生省生活衛生局食品化学課長通知）の別添「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」により定めているところです。

今般、科学的知見に基づき見直しを行い、「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」を下記のとおり改正したので、関係者への周知方よろしくお願ひします。

また、令和 5 年 5 月 29 日付け薬生食基発 0529 第 1 号・薬生食監発 0529 第 1 号「食品中の食品添加物分析法」の改正について」の別添 1 「ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール及び没食子酸プロピル」の正誤についても別紙のとおりお知らせします。

### 記

- 1 食品添加物分析法各条に別添 1 の「フェロシアン化カリウム」の分析法を加える。

- 2 食品添加物分析法各条の「銅塩類」の分析法について、別添2のとおり改める。
- 3 食品添加物分析法各条の「スクラロース」の分析法について、別紙のとおり所要の改正を行う。また、改正後の分析法は別添3のとおり。
- 4 本通知は、令和5年10月23日から適用すること。ただし、銅塩類については令和6年10月22日までの間は、なお従前の例によることができる。